

第65回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年11月29日（火）9:56～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 秦室長、城田統括統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 部会長から全体的な審議方針が示された後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモの「1 今回申請された変更」及び「2 その他（オンライン調査の推進）」について審議を行った結果、今回申請されている一部の調査票（以下「月報」という。）に係る民間委託については、これまでの政府の方針に沿ったものでもあり、基本的な変更の方向性に異論は示されなかったものの、①民間委託後の精度の確保、②民間委託により余裕のできたリソースの活用、③民間事業者のセキュリティの確保等について、更に確認が必要な事項があることから、次回部会で引き続き、審議することとされた。

他の審議事項については、おおむね適当と整理された。

- また、諮問時の統計委員会においても「まず民間委託ありきではない」との指摘があったことから、今回の審議で、一部の月報に係る業務に、民間事業者を活用することが適当と整理されたとしても、それ以外の月報も含めて、民間委託の活用が是認されたわけではなく、将来的に変更申請が行われる場合には今回の変更効果等を十分に検証した上で、別途判断する旨を、記録に残すこととされた。

- 次回部会では、答申（案）についても審議しつつ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の今後の改正の見通しも含め、府省横断的な取組状況についても確認することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（１）調査方法の変更

ア 「総括的説明」について

- ・ 別紙２－１の業務のフローチャートにおいて、調査対象事業所が交替する場合の一連の手続はどこに含まれるのか。
 - 調査対象事業所の廃業等の状況は、実査段階で判明することから、その都度調査対象外などとするよう対応している。また、新規についても同様であり、調査対象となった月から調査票の提出を依頼している。
 - 新規対象事業所を確定した後、月報を配布する民間事業者に連絡し、配布先として追加されることから、フローチャート上は、「調査関係書類の送付・配布」の前で業務が発生することになるのではないのか。
 - そのとおりである。
- ・ 別紙２－１のフローチャートにおいて、「調査票の回収」と「調査票の受付・審査・集計」の業務は時期が重なっていると考えられるが、業務の管理は、どのような単位で行っているのか。
 - 本調査の担当は月報ごとに分かれており、月報ごとに管理している。

イ 「a 民間委託を計画している月報の範囲等」及び「b 民間委託の開始時期」について

- ・ 先行して民間委託を導入している商業動態統計調査は、委託する業務の規模が小さかったが、本調査は全体の約36%と規模が大きいため、商業動態統計調査とは違う議論が必要と考えている。民間委託に向けた調査の準備事務が商業動態統計調査では3～4か月かかったとのことだが、事前の想定と異なる事態は起きていないのか。また、本調査においても準備期間が3～4か月とされているが、十分なのか。
 - 商業動態統計調査においては、想定と異なる事態は起きなかったと承知している。

また、本調査では、民間委託の対象となる月報の種類は多いものの、事前準備作業を順次進めることにより、4月以降の準備集中期間は3～4か月と想定している。
- ・ 本調査の変更は、都道府県経由の月報を含まない46月報を対象としているが、調査系統ごとに民間委託を行うことも考えられる。今回、月報単位での変更とし

た理由は何か。

→ 本調査は、月報によっては複数の調査系統が存在することから、仮に調査系統ごととした場合、月報のサマリ審査を行う際等に、一括した対応ができない等、業務が効率的でないことから、月報単位での変更としたところである。

- ・ 単年度発注をした場合、民間事業者の変更が毎年度発生する可能性があるが、契約期間はどのようになっているか。また、調査業務のノウハウの継承（マニュアル及び研修等）は、具体的にどのような内容を考えているのか。

→ 当面は1年ごとの契約としているが、将来的には複数年での契約が望ましいものと考えている。また、審査・督促のマニュアルについては、例えば、調査対象事業所ごとの督促のタイミング等を記載する等、詳細なものを作成したいと考えている。

→ 単年度での契約の場合、翌年度に民間事業者が変更になる可能性があり、毎年、調査結果への影響が生じることが懸念される。

- ・ 本調査の業務サイクルは1月からの暦年となっている一方で、予算は年度単位であることから、契約は4月から開始となる。この期間のずれについては、どのように対応するのか。また、「今回の変更効果等を踏まえ、変更対象外の月報の扱いは慎重に検討する」との説明があったが、今回の変更対象となる月報は、大規模・中規模の事業所が中心であり、変更対象外の月報は小規模事業所が中心であることから、今回の変更効果等とは別の要素も含めて検討すべきではないか。

→ 契約については、会計制度の制約もあるため、現時点では、如何ともしがたい。また、今回の変更対象外となっている月報については、変更対象とした月報と共通する部分もあれば、御指摘のとおり異なる面もあるので、様々な面からしっかりと検討していきたい。

ウ 「c 民間委託の業務内容」及び「d 民間事業者を活用する際の留意点」について

- ・ 経済産業省が保有している審査、疑義照会のノウハウはマニュアル等で伝達することのだが、一方で、民間委託後におけるノウハウの蓄積も重要である。単年度契約の場合、ノウハウはどのように蓄積・共有されるのか。

また、総合評価落札方式を採用することについては、データの質が評価される点を踏まえると、プラスに評価できる。他府省では、この方式による手続の過程で、民間事業者の側から督促の回数をより多く実施するという提案があり、採用された事例もあったと承知している。民間事業者を活用する以上、マイナス面だけでなく、プラスの面も考えていきたい。そのためには、民間事業者によるノウハウを、どのように蓄積するのか。

→ 民間事業者から調査対象事業所への疑義照会等の内容は記録として残すこととしており、経済産業省においても情報は共有される。これらの蓄積されたノ

ノウハウについては、次の民間事業者にも引き継ぐことを考えている。

また、民間事業者の創意工夫（その結果として照会の数を減らすことができた、回収が早まった等）なども情報の蓄積・継承を図っていきたいと考えている。

- ・ 民間委託をした統計調査については、回収率が改善しているが、民間事業者の努力や新たな取組があったのか。また、回収率だけでなく、データの質（記入ミスや疑義照会の件数の増減、有効回答率等）の状況も教えていただきたい。
 - 民間委託により回収率は維持していると認識している。理由としては、本調査の変更理由にも記載した民間企業のノウハウを生かした結果と考えている。データの質の状況については、確認の上、お答えしたい。
 - 有効回答率については、ホームページで公表しているが、回収率から2～3ポイント程度の乖離となっており、必要なデータの質は得られているものと考えている。なお、業務を受託した民間事業者においては、目標とする回収率を業務室に貼り出す等して、モチベーションを維持して、対応しているなどと承知している。
 - 回収率を上げることのみを考えると、回答の質が落ちる可能性がある。質について分かる指標が明確になっていると、安心できるものとする。
- ・ S T A T S（経済産業省調査統計システム）について、民間事業者が外部接続により利用するとの説明があったが、情報漏洩の可能性が危惧される。独立したネットワークを保持しない理由は何か。
 - 外部接続を使う場合であっても、政府の情報セキュリティ基準に準じた仕様書となっている。民間事業者がS T A T Sを使う場合には、S T A T Sの利用申請書・誓約書を提出し、I Dとパスワードを付与した上で、仮想デスクトップに接続し、アクセスすることを想定している。
 - 第三者が民間事業者のセキュリティを突破する可能性もあることから、外部接続については危険性があるのではないか。そのような点についても、次回、詳細に説明してほしい。
- ・ ノウハウの蓄積において、再委託への対応は重要と考えるが、「調査関係書類の印刷・発送」、「回収済み調査票のデータパンチ業務」以外の業務については再委託を想定しているのか。
 - 先行事例を踏まえると、今のところ「調査関係書類の印刷・発送」、「回収済み調査票のデータパンチ業務」以外は想定していない。
- ・ 商業動態統計調査の民間委託の入札の参加企業数は、どの程度か。
 - 確認の上、次回、説明したい。
- ・ 総合評価落札方式においてどういう項目を評価対象としているのか、リスト等

を見せていただきたい。また、評価結果（点数）の公表は、どのようになっているか。

→ 総合評価落札方式のリストや配点は、入札時に公表しており、経済産業省のホームページにも掲載している。

→ 次回部会において、関連の資料を提出していただきたい。

- ・ 月次調査はスケジュール管理が重要であり、民間委託の導入に当たっては、職員が処理をしていたとき以上の配慮が必要である。

→ 業務の進捗状況等は、日報の提出等、民間事業者と密に連絡を取り合い、情報共有をすることで管理したいと考えている。

- ・ 本調査は、月報ごとに担当者が割り振られているとのことであったが、今回の民間委託後も本省直轄や経済産業局経由の調査が残ることから、担当者によっては、本来の調査事務と民間委託に係る事務の両方を担当することとなるのは非効率ではないか。

→ 職員の業務分担・管理体制等は、現時点では検討中であり、今後、どのような体制が効率的か検討していきたい。

- ・ 業務の繁忙があることから、民間事業者において確保が必要となる人員には幅があるかと考えるが、どの程度の人員に研修を行う必要があると考えているか。

→ 業務量については、これまでの実績を基に、民間事業者においてもおおむねの人数は想定できると思われるので、それを踏まえて対応することになるかと考えている。

- ・ 変更対象となる月報を、郵送提出する場合、どこ宛に提出するのか。

→ 経済産業省本省に、直接郵送していただくこととしている。

- ・ 民間委託の導入に伴う担当の業務の効率効果が重要となる。本件申請の変更の目的を考えると、どの程度の効果が見込まれるかは重要である。また、委員会での指摘を踏まえると、効率化された職員が企画・設計等の業務に充てられるのかについても確認する必要がある。

- ・ 次回部会では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の今後の改正の見通しも含め、府省横断的な取組状況についても情報提供いただきたい。

エ 「e 実査スケジュール」及び「f 民間委託後の影響評価」について

- ・ 公表スケジュールを前倒しできる可能性はあるか。

→ 回収の確保及び結果精度の維持を考えると困難である。

- ・ 結果精度の向上と公表の速報性はトレードオフの関係にある。精度の維持には

十分努めていただきたい。なお、民間委託後の影響評価は今後の課題として整理したい。

(2) 調査系統の整理

- ・ 調査系統の整理においても、回収率を基に説明されているが、有効な回答が記入された上での回収率なのか。また、調査系統を見直しても、その後の疑義照会が増えると業務の効率化につながらないのではないか。

→ 本調査は、調査事項はそれほど多くなく、調査事項が変更されるということもないことから、民間委託に移行しても回答内容や疑義照会に影響は生じないと考える。

(3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更

- ・ 今回の民間委託に伴ういわば形式的な変更でもあり、特に問題ないと考えられることから、変更計画の内容で了としたい。

(4) その他<オンライン調査の推進>

- ・ 経済産業局経由の月報に関する回収率及びオンライン利用率が他の系統と比較して若干高いが、局経由の効果なのか。今後、オンラインの利用を民間事業者自らが働きかけることも想定しているのか。

→ 調査系統の違いというよりも、月報の違い、つまり、調査対象となる業種等によるものと考えている。また、民間事業者が調査対象事業者に対して、オンライン利用の働きかけを行うことについても、今後検討していきたい。

(5) その他

本日の部会の審議結果については、平成28年12月16日（金）開催予定の統計委員会において報告することとされた。

また、次回部会は、平成28年12月20日（火）10時から総務省第2庁舎7階中会議室において開催することとされた。

(以 上)